

奥吉野山村・奈良県十津川村における一集落の変貌 —上湯川集落の200年

岡橋 秀典*

I. はじめに

本稿は、紀伊山地の中央部に位置する一山村集落を対象に、近世末から現在までの約200年の変化のプロセスを、商品生産の展開と林野所有の変化を軸に考察しようとするものである。

筆者は、戦後日本の山村の変貌について、その過程を「周辺地域」化と捉え、外部からの編成力を重視する枠組みに依拠して説明してきた(岡橋、1997)。確かに労働市場等の諸市場への包摂を基軸とすることで、地域の変動の基本的部分を説明しえたが、このような分析は地域対応の多様性を看過する危険性も内包している。そのため、岡橋(1997)では、「地域公共セクターによる地域対応」として自治体や協同組合の活動に焦点を当て、個々の地域の自律性にも注意を払った。しかし、そこでの考察は、専ら第二次世界大戦後に限定されており、それ以前の時期の考察が不十分であった。より長期の変化を検討しえたのは、唯一、東北日本の豪雪地域に位置する新潟県旧入広瀬村大白川新田の事例に限られていた(岡橋、1987; 岡橋、1997)。ここでは近世以降の山村経済の展開と林野の所有および利用を軸に分析しているが、それにより、集落の変化のダイナミズムが解明され、戦後の変化の意義を明確にすることに成功している。それゆえ、この方面の研究をさらに充実させる必要がある。そこで本稿では、西南日本外帯の山村を取り上げ同様の考察を行うことにした。

対象地域としては、奈良県吉野郡十津川村の上湯川(かみゆのかわ)集落を選んだ。その理由としては、この集落を対象に、筆者が1970年代に卒業論文¹⁾を作成しており、その際に長

期のデータを収集し、分析していたことが大きい。今回、このデータを再度精査して分析し直し、さらに内容を再構成した。また近年の変貌を把握するため、2020年に現地調査を行った。

II. 地域の概観

1. 地域の概観

十津川村は、紀伊半島の南半を占める紀伊山地の中央部分に位置する日本でも有数の広大な村である。西南日本外帯の壮年期の山地に位置するため、村内は急峻な山また山の連続で、この間のすき間を縫うようにV字谷が発達している。このような急峻な地形の中で、人々は、山腹や河岸のわずかな平地を選んで暮らしている。山腹の集落などは、まさに天にかかるが如き感がある。

十津川村はほぼ方形に近い形をしている。近畿の屋根といわれる大峯山脈が東境をなし、北は天辻山系、西は伯母子山地、そして南は果無山脈と1000m以上の山々が自然の境界となっている。一方、山々を縫って、村の中央を南北に流れる川があり、これが十津川である。十津川は南下して、熊野川となり新宮で太平洋にそそぐ。この十津川から、東西方向に枝状に支流が派生しており、主な支流が6つある。

このような地形環境の下、年間降水量は平年値でも2300mmに及ぶ多量の降水がある。台風等の影響で大雨に見舞われることが多く、災害の危険性が大きい。最近では2011年9月の紀伊半島大水害では、1000mmを超える降水があり、大きな被害を受けた。100年以上前の明治22(1889)年8月の十津川大水害も、山体

*奈良大学文学部地理学科

の崩壊、土砂ダムの形成などで甚大な被害をもたらし、600戸に及ぶ大規模な北海道移住を発生させた。

十津川村は奈良県の5分の1に及ぶ大きな村であるから、集落も大字で55を数える。これらの大字はいずれも近世における村であり、所謂自然村に当たる。上述のような地形条件のため、**図1**の如く集落は河川にそって分布してお

り、特に、本流と6支流沿いが多い。しかし、一部には浸食原面とみられる山頂平坦面に立地している場合もある。集落の規模は本流沿いで大きいものが多く、支流部は総じて小さい。**図1**には明治22(1889)年から昭和49(1974)年間の戸数の増減を示しているが、この期間には増加した集落が本流沿いを中心に多く見られる。

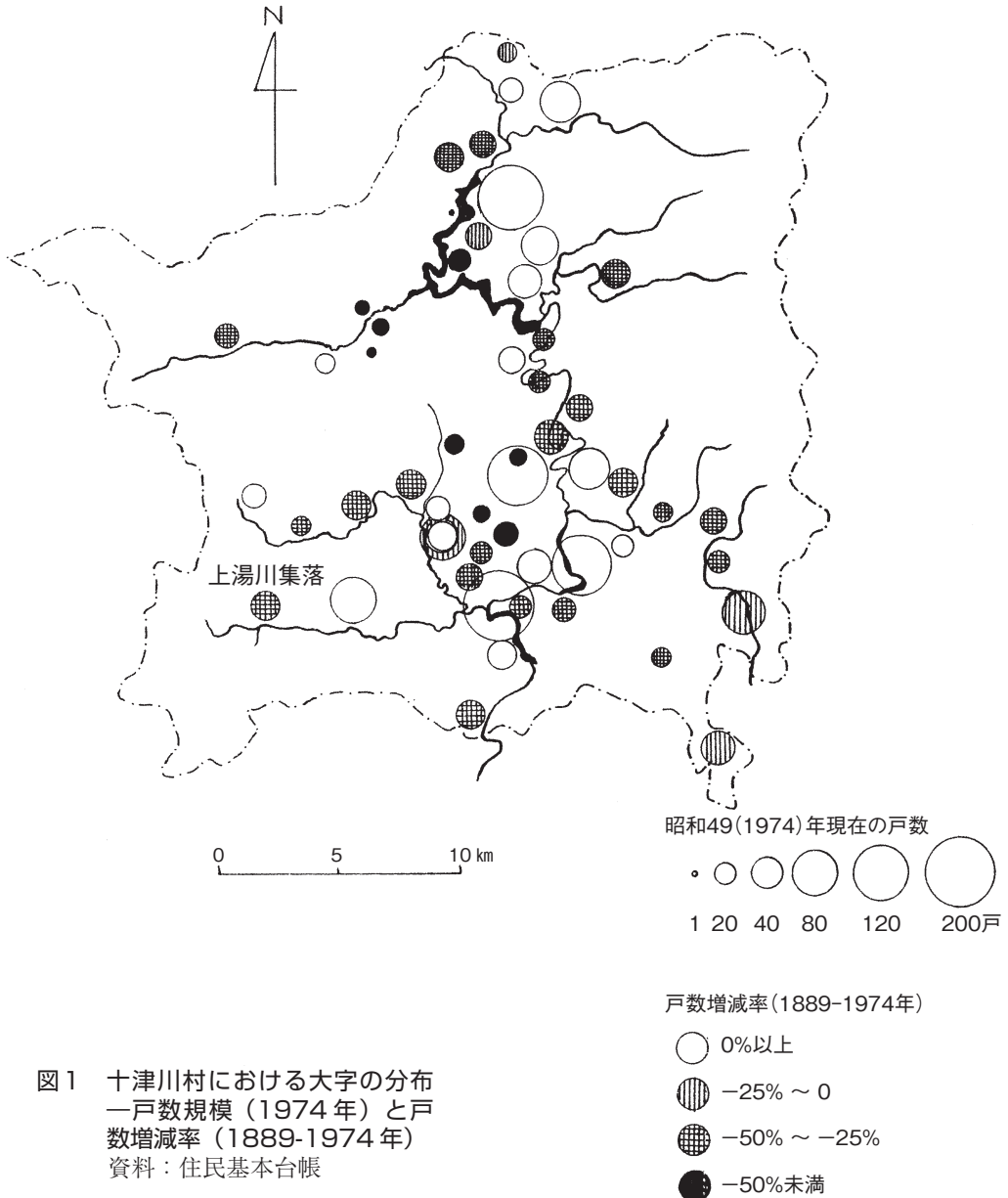


図1 十津川村における大字の分布—戸数規模(1974年)と戸数増減率(1889-1974年)
資料：住民基本台帳

本稿で対象とする上湯川集落も55大字の一つである。上湯川集落は十津川村西南端に位置し、十津川(熊野川)の支流上湯川の最上流部でもある(図1)。南の果無山脈、西の伯母子山地をもって、和歌山県に接する県境の集落である。集落は上湯川に沿って点在する6つの小集落より成っている。下流より、入谷、大桧曾、大井谷、垣内地、古谷川、川又であり、小字と呼ばれるのはこの範囲である。

上湯川集落へは、上湯川と十津川との合流点近くの村の中心地・平谷から、県道竜神十津川線を通り約20kmで到達する。曲がりくねる川の両岸はただちに急斜面の山で、その中の比較的ゆるやかな所を選んで、家々と畑が点在する。

このような状況であるから、村の中心部へのアクセスが問題となる。1974年の調査時には公共交通がなく、集落の人々は専ら、交通手段を私有の単車や自動車に頼っていた。その後、1975年の村営バス開始に伴い上湯川線を開設し、現在は十津川温泉と本集落の寺垣内の間に1日2便、村営バスが運行しており、自家用車の運転できない高齢者の足は最低限確保されている。所要時間は1時間弱である。

大字上湯川の面積は村内の大字の中でもかなり広い方で、48.75平方キロメートルに達する。このような広大な面積の中にわずか25戸49人(2019年)が居住しているに過ぎず、人口密度はわずかに1.0人/平方キロメートルである。

各小集落は、大体上湯川沿いに位置するが、大きく見て上湯川沿いとその支流沿いに分けられる(図2)。本流沿いは、ほぼ疎塊村的な形態をなし、各家屋は比較的近接している。それに対して、支流沿いは、支流に沿って住居が散在しており、そのため、1小字といえどもきわめて細長い形で、総延長が1kmに達する場合もある。1974年の調査時には、自動車道は未だ本流沿いだけであり、入谷、大井谷などの支流沿いは、自動車道から山道を歩かねばならず、交通不便であった。現在は、支流沿いにも道路が開かれ、大きく改善された。

1974年調査時の農地と農業の状況は次の通

りである。耕地は主として山腹に開かれているが、地形的条件から絶対的な面積が少なく、1戸当たり平均耕地面積50アールに満たないありさまである。その上、水田はきわめて少なく、それも川又、寺垣内に大部分集中している。他の小字では、ほとんど米作は不可能で、専ら畑のみの耕作である。したがって、昔から、米の自給は出来ない地域である。畑の作物は、自給用野菜類が中心で、あと杉苗・桑・果樹等が栽培されている。

上湯川集落は1974年の調査時には35戸で、各小字の戸数は、入谷4戸、大桧曾8戸、大井谷5戸、垣内地15戸、古谷川1戸、川又2戸となっており、戸数には小字毎にかなり開きがあった(図2)。戸数から言えば、集落の中心地は垣内地であるが²⁾、当時は2軒しかない商店や公民館がいずれも大桧曾にあり、また平谷方面からの入口的位置にあるため、実質的な中心地の機能は大桧曾が担っていた。

最後に上湯川小学校について述べておく。1875(明治8)年に創立し、その後国民学校等の名称変更はありながらも長く存続してきた。集落にとって住民を統合する象徴でもあったが、昭和45(1970)年に大字出谷に設置された西川第二小学校の校区となり、大字上湯川から学校はなくなった。なお、廃校前の上湯川小学校の詳細については、伊藤ほか(2019)の調査報告がある。

2. 明治以前の上湯川集落

十津川郷は、千葉(1958)や藤田(1981)によれば、山間奥地にありながら焼畑によって高い土地生産力を持ち、多くの人口を支えていた山村の一つである。主に西南日本外帯に分布し、近世までは政治的に強い自立性を持っていたと考えられる。

近世の十津川郷の出発点は天正検地である。織田信長の後を受けた豊臣秀吉は全国的な統一を行い、同時に検地や刀狩りを実施したが、それは近世の封建制確立の基盤となるものであった。僻地十津川といえども、当然、検地は実施

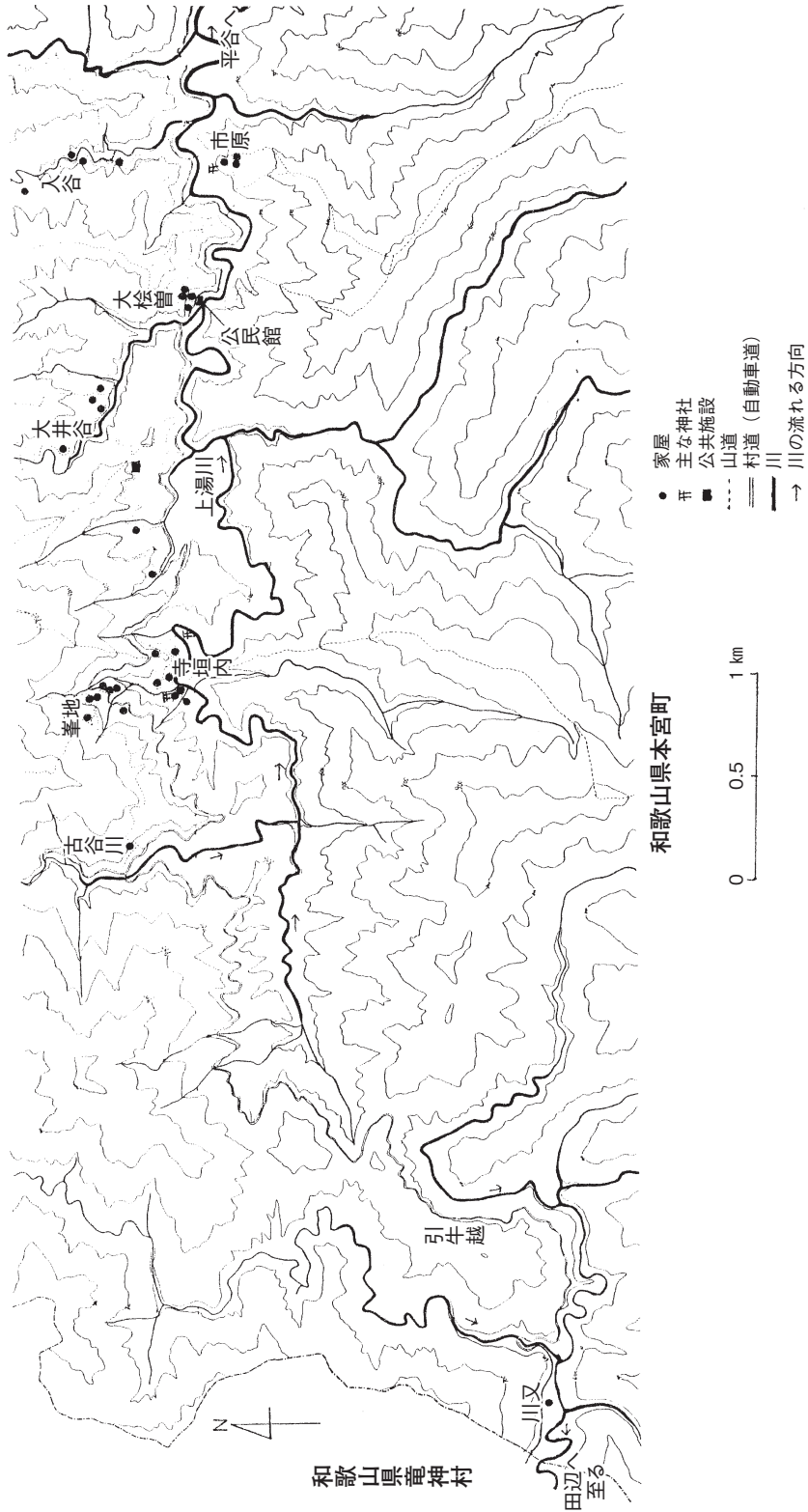


図2 上湯川集落における家の分布と小字 (1974年)
注：ベースマップは5000分の1森林基本図をもとに作成

されたのである。むしろ、それまで大和の平野部に比べ支配権力が及んでいなかったからこそ、畿内であり、武力紛争の生ずる危険性のある奥吉野の山岳地域に、秀吉もかなり注意を払ったと思われる。弟の秀長に命じて検地を早期に実施したのはそのためであろう。天正15(1587)年の検地は、近世の十津川に対する中央権力支配体制の基盤となるものであった。

筆者の調査した上湯川集落においても、天正検地の実施された証拠を見ることができる。十津川村内では、風屋地区において、当時の検地帳が発見されているが、上湯川の場合、検地帳自体は現存せず、天正15年御検地時のものとする古絵図が残っているにすぎない。検地の実施について、永島福太郎は、十津川郷全体には及ばず、西川郷や玉置下郷では施行されなかったとしている(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961)。しかし、上湯川は西川郷に属するから、古絵図の存在は免除説と矛盾する。したがって、十津川郷南部における天正検地については再検討を要する。

さて、天正検地によって十津川郷全体で千石という石高が計量されたが、この千石の地は江戸時代を通じて免租地とされる。この免租地の免許の成立は、天正15年の検地の際と考えられており、それ以降、徳川政権下となってもその特権は認められた。「十津川由緒」の尊王思想に基因する近世の年貢諸運上赦免は、吉野地方の他村とは大きく異なる十津川村の特殊性であり、この免租地という点を看過しては、幕末から明治以降の商品生産の展開も理解できない。本稿では、この免租地という条件は明治以降の歴史を考える上でも重要な前提と考える。

次に上湯川集落に焦点を当てる。天正15年に御検地が実施され、その後、年貢御赦免地となったのであるが、その約70年後の承応2(1653)年に至って初めて、上湯川村に庄屋の制度が成立する。この事情は、寛文12(1673)年の「一家中取替儀定一札之事」の記述によっても明らかである³⁾。

ここに記載されている八家のみが庄屋、年寄

株を持ち、その中で、村役は廻し持ちされたものらしい。上からの支配の為の村落秩序安定の体制がこうして成立した。この事からすれば、先に述べた免租地という特権も、むしろ、幕府にとっては、こうした上層や本百姓層の安定化を計り、上からの支配を徹底させる意味があったと思われる。すなわち、十津川郷のような生産力の低い土地では、年貢を徴取することは、上層農を下降させ、支配の安定性をかえって損なう可能性があったわけである。

ところで、他方、十津川郷においては、徳川幕府によって定められた槍役45人家という郷士の家柄があったが、上湯川村の場合には、この家柄は存在しなかった。こうした傑出した郷土層を欠くことから、江戸期以前には、比較的支配被支配の関係はゆるかったと思われる。むしろ、庄屋株筋の固定後、徐々に支配関係が強められたものであろう。この後の支配関係を示すものとして、約200年後の文久3(1863)年10月の「附属家取調(以下破損)帳がある(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961)。まず、巻頭に七家の名を示し、その後へ、「右七家へ附属の家来」として45人の姓名を連ねており、苗字の名乗りを許可されたいと願っている。特に、幕末に尊王思想が強まるにつれ、この傾向は強くなったに違いない。実際、天誅組には集落のほぼ全員が出兵し、その後も、庄屋株筋の郷土層を中心に多くの戦役に出ている。また、十津川郷の全体の倒幕運動においても、この集落の千葉、田中両家は中心的な位置を占めていた⁴⁾。この点は、後に述べる商品生産の問題とも関係しており、注意しておく必要がある。

最後に、近世におけるこの集落の戸数人口の推移について見ておきたい(表1)。史料の関係で、江戸初期を欠き、その後も欠けた部分があるが、ほぼその推移の傾向を見ることはできよう。江戸時代に入る直前の天正15(1587)年には35戸であったが、約100年後の延宝9(1681)年には40戸と微増している。その後、享保6(1721)年の43戸までは大きな増加はないが、

表1 近世における上湯川の戸数と人口

年次	項目	戸数	人口	1戸当たりの人口
天正15年(1587)*		35	不明	
延宝9年(1681)*		40	158	3.95
享保6年(1721)*		43	174	4.05
享保16年(1731)**		47	202	4.30
元文4年(1739)**		54	237	4.39
文化2年(1805)*		48	205	4.27
文政4年(1821)*		61	250	4.10
慶応2年(1866)*		49	282	5.76

資料：*上湯川小学校編(1937)、
**奈良県教育委員会事務局文化財保存課編(1961)

元文4(1739)年までの約20年間には11戸増加し54戸に達している。しかし、18世紀末の天明大飢饉は上湯川でも37名の死者を出した模様で(上湯川小学校編、1937)、その直後の文化2(1805)年には48戸と減少に転じ、人口自体も減っている。続く文化文政の年代には、「連年豊年打ちつづき」(上湯川小学校編、1937)といった状態で、再び文政4(1821)年には61戸、人口251人と大幅に増加する。この著増が何によるのかは、史料も無いためわからないが、分家や隠居がかなりおこなわれた結果と考えてよいのではないか。しかし、その後は、天保の大飢饉(上湯川小学校編(1937)では40名の死者を計上)など天災が相続き、45年後の慶応2(1866)年には再度大きく戸数が減少している。ただし、この場合は人口の総数が増えていることに注意が必要である。

このように、江戸時代中期以降は戸数・人口の上下動が激しいが、初期に比べればその増加の程度は著しいものがあると言えよう。特に人口は1681年からの200年弱で約1.8倍に大きく増加した。これらの増加した人口を支えた背景には、先に述べた免租地という条件に加え、人口を支える生産面の発展を考えなければなら

い。この点については、次章で触れる。

Ⅲ. 商品生産の展開と経済の変化

1. 江戸時代

この部分については、現存する史料が極めて少なく、大部分は『上湯川郷土誌』(上湯川小学校編、1937)の記述及び筆者の聞き取りによっている。

上湯川集落において、江戸時代にどのような農業が展開されていたのか。天正検地時の古絵図には、畑大、田小と出ているので、少なくともこの頃には、既に水田があり、米作がなされていたことがわかる。また、常畑に加えて、広大な雑木山を利用した焼畑農耕が行われていたことは、奥吉野地方に関するこれまでの研究からも十分予想できることである⁵⁾。奈良県教育委員会事務局文化財保存課編(1961)によれば、少なくとも1910年頃までの上湯川では、杉山を伐採した後に焼畑が行われていたとしている。きわめて、自給的色彩の強い農業であったが、このような地にも、江戸中期には商品生産の動きがあらわれてくる。稲作の面では極めて不利な状況に置かれながらも、その不利を克服するため、平野部の村々に比して、特殊な形の商品生産が進行した。

江戸時代後期のこの集落では、椎茸の商品生産が極めて大きな意味をもっていた。まず、この集落での椎茸栽培の由来を見てみよう。上湯川小学校編(1937)と筆者の聞き取りを総合すれば次の2説となる。まず一つは、宝暦九(1759)年、この集落の住人千葉政右衛門が、和歌山側の湯の峯温泉で遠州の椎茸業者と同宿となり、その栽培法を教わり、その業者が栽培の適地と考えた上湯川で共同事業を行うに至ったというものである。もう一説は、安永天明の頃、駿河の国の人和歌山県の上山路村付近に来て椎茸栽培を始め、それが追々当地方にも伝わってきたものだろうという説である。この説は、当の上山路村の伝承がそれを裏付けている⁶⁾。以上二説どちらが正しいということは、この際問題

ではない。結局二説合わせて言えることは、まず、椎茸栽培創業の時期は宝暦9（1759）年から天明（天明元年は1781年）の間ということ、要するに、18世紀後半である。さらに、椎茸栽培の技術が遠州方面から伝わってきたこと。そして、当時椎茸栽培の技術をもった専門の業者がいて、かれらは各地で椎茸栽培を独占的に行っていたこと。また、上湯川付近が椎茸栽培に好適の地であったことなどを知ることができる。

さて、問題はこのような形で入って来た椎茸栽培がどのような形で進展していったかである。時代は下って、弘化元（1844）年には、先に述べた千葉政右衛門の子孫が椎茸を大阪問屋へ出荷販売したという記述がある（上湯川小学校編、1937）。そして、この頃には、近村よりの買そえ分を合わせて、年額1200貫ないしは1500貫程度を出荷したという。これらのことから椎茸の栽培は、政右衛門の子孫がかなり独占的に行ない、さらに近村のものも買い集めて出荷する仲買商人的な役割も果たしていたようである。聞き取りや今日に残る椎茸くどきという唄から推測すれば、上湯川の大部分の住民は、日雇的に雇われていたに過ぎなかったようである。

次に、墨の原料となる松煙の生産である。松のヤニを焼いて障子についた油煙をとる。これについても、上湯川小学校編（1937）では「相当収入があり、男女とも1日稼いだら、米3、

4升にはなり、千葉政右衛門は1日平均1両の利益をあげたといわれる」としている。この表現には誇張があるにしても、当時はかなり高価なものであったらしい。松煙採取の創業については、寛延3（1750）年と記している。

さて、この時期の林業の状況であるが、造林の最初の文献は、延享2（1745）年にあらわれている。この年、千葉政右衛門が瀬蔭地などの条件の良い所に杉造林を行ったのを最初とする。この頃には既に、小規模ながら植林が行われた。上湯川小学校編（1937）では、初・中期の造林地を22箇所あげているが、そのうち10箇所が千葉佐中・周平父子の経営であった。大規模造林はこの千葉家のみであり、その他の者は小規模である。また、この時期にももちろん出材はなされていたが、黒木と称する天然材が中心であった。

以上述べた他に、箸の製造、棕櫚、わらび粉、松ヤニ、茶、楮皮等の生産があったと記されている。当時においては、それらの商品は、かなり高価に取引されたようである。

安政4（1857）年と明治3（1870）年については、上湯川集落の物産の資料があるので、これによって商品生産の推移について見ておきたい（表2）。椎茸は安政4年に150貫の生産があったが、これは当時の十津川村全体の椎茸生産量の約30%を占め、椎茸生産がこの集落で特に発達していたことがわかる。その後、明治3年にはさらに160貫と微増する。松煙も安政4年

表2 上湯川における主な生産物の推移

年次	米	麦	トウモロコシ	椎茸	茶	楮	松煙	材木 (杉、桧、黒木)
安政4年(1857)	不明	不明	不明	150貫目	30貫目	60貫目	240貫目	750本
明治3年(1870)	55石2斗	雑穀	272石6斗	160貫目	100貫目	50貫目	不明	400本
明治14年(1881)	30石	35石	26石	80貫目	50貫目	30貫目	不明	不明
昭和12年(1937)	43石8斗	56石5斗	13石9斗	128貫目	23貫目	なし	なし	不明

注：安政4年と明治3年は奈良県教育委員会事務局文化財保存課編（1961）による。

資料：安政4年：十津川郷産物取調帳、明治3年：社改并物産表、明治14年：大和國町村誌集巻15、昭和12年：上湯川郷土誌

には全村生産量の約25%を占めており、これもかなり発達していた。そのほか、茶が安政4年から明治3年の間に大きく伸び、楮の生産も活発であった。また、材木も兩年次に、それぞれ750本と400本生産されていた。

上湯川集落における幕末の商品生産の展開過程を整理すると以下になる。封建制経済は、江戸時代に至って、貨幣経済が顕著に浸透してくる。特に畿内の平野部農村では、綿花等の商品作物の栽培が早くから行われた。一方、同じ畿内にあって、比較的大坂・京に近いにしても、交通条件が極めて悪く、農業生産力の低い十津川郷などではどのように商品生産が展開したのだろうか。ここで述べた上湯川の事例を見ると、決して商品生産の開始が早いといえないにしても、極めて特殊な形で、自村の特性を生かして様々なものの商品化を行っていたことがわかる。

同じく吉野地方といっても、所謂北部の吉野林業地帯⁷⁾と南部・奥吉野のこの十津川地方とはかなり商品経済の浸透の仕方が異なるように見受けられる。北部では、林業主導型で商品経済が発展していくのに対し、十津川村では、椎茸、煙草、茶といった特用作物が中心であり、その後、遅れて明治になって本格的に林業が発展しだす。北部では、江戸期より奈良盆地平野部の商人資本の流入が激しかったのに対し、十津川村では、村外資本の流入がみられるのは、明治中期以降なのである。その十津川にあって上湯川集落は商品生産がかなり早くから進展したように思われる。何と云っても、それを可能にしたのは椎茸生産であり、当時では全国的に見ても椎茸の商品生産では早い方に属する。ただ、この集落の椎茸商品生産は、集落内の1戸によって独占的に行われ、資本の蓄積をもたらしたことが重要である。この点の詳細は次項で検討する。

2. 明治期

表2によれば、米が明治3(1870)年の55石2斗から明治14(1881)年には30石となって、

大きく減少している。この他、椎茸、茶、楮も減少している。上湯川の場合、明治に入って、商品生産が増大したとはいえ、停滞ないしは減少の傾向を見せている。これは、同一期間に十津川村のいくつかの区で茶、椎茸が微増を示すのと異なるが(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961、p.872)、むしろ上湯川が逸早く伸びたことがこのような動向をもたらしたのかもしれない。

明治初年頃には、まだこの地方の林業が未発達な状況にあり、造林意欲も乏しかったことについては既に述べたが、明治後期になると、十津川の林産業界は未曾有の活況を呈した(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961、p.880)。新宮の木材問屋の中には、十津川地方の広大な奥山を対象として、山元の伐出事業に乗り出すものが現れた。また、十津川村内においても、多くの材木商が生まれ伐出事業に乗り出し、中には新宮に出て本拠を構えるに至ったものもあった。明治30(1897)年前後からは、名古屋や阪神の材木商まで進出し、奥地の原生林で大規模な伐採搬出を行った。十津川材は、新宮に集荷された熊野川流下材の約3分の1を占めたが、当時は黒木(モミ・ツガ等の天然材)が主体で人工林材の比率は低かった。

このような林業生産の急速な拡大の中で、徐々に造林意欲が高まり、活発に造林が行われるようになる。その先駆けとなったのは、明治中期の士族授産による大規模植林事業であり、この村直営の造林事業が村民の造林熱を興隆させた。これは、林業自体が、以前のような黒木の伐出から、人工林の育成伐出という形に転換し始めたことを意味しているが、その背景には日本資本主義の急速な発展に伴う木材需要の拡大があったと思われる。

上湯川付近の果無山脈の広大な雑木林は造林事業に好適であった。全村的な植林事業の活発化に対応するかのようになり、上湯川の共有林は大部分個人分割される。個人分割された山林は所有権の移動が多く、中でも県外(和歌山県)への移動が最も多かった。個人分割はこの集落の

山林の集落外流出過程の第一歩であった。この点は次章で詳しく分析する。

林業が発達しはじめると、集落住民の生活も変わる。特に経済構造には大きな変化が見られ、自給経済から完全に離脱していく。焼畑耕作は山火事の危険防止のため、その長い歴史に終止符を打たざるをえなくなる。一方、幕末からの椎茸生産は、これまで生産や仲買の中核となっていた集落内資産家の離村により、田辺方面の間屋との結び付きが強くなっていったものと思われる。さらに最も重要なのは、山林労務の需要がこの頃には急増し、集落内では林業労働者として働く者が急増したことである。こうして、今日の林業労働者の集落としての性格はこの頃には成立したと考えられる。

3. 大正から昭和初期

この時期には、さらに大きな変動が生じた。明治後半から大正期にかけ、十津川村の林業は急速に発展したが、不況期に入る大正10(1921)年頃からは木材需要が急減し、十津川の林業は低迷期に入る。この頃の不況は、資本金の弱い十津川の奥地伐出業者にとりわけ深刻な打撃を与えた。そのため、かれらの中には所有山林を手放すものが相次いだといわれる(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961、p.898)。上湯川の場合も、村外に出て事業を営んでいた家がこの時期に没落するが、詳細は後述する。

一方、椎茸栽培は、林業の不況克服のため栽培が奨励され、十津川村全体で広く栽培される

ようになる。また、それまでの半自然的な栽培ではなく人工栽培技術が普及したことも生産量の増加をもたらした。このような状況の中で、古くからの中心的栽培地である上湯川においても、表2に見る如く、昭和12年(1937)には生産量は増大した。しかし、生産量の増大はあったが、それが直接農家の収益増大に結びついたかといえば、決してそうではなかったようである。当時、生産者の多くは、椎茸の販売先である田辺地方の集荷間屋から資金の前貸しを受けて生産出荷を行うようになっており、取引上極めて弱い立場にあった。聞き取りによると、椎茸の仕込みのための費用あるいは仕込みの間の生活費(食料費)を業者から前貸してもらい、その借金を払えない場合は、借金のかたに山を取られたのだという。このような形で、上中下層の如何を問わず、集落内の山林が手放されることが多かった。このようにして、今日の林野所有が戦前のこの時期にほぼ完成したのである。山林は大部分が集落外所有者のものとなり、集落内の住民は専ら林業労働者として、彼らの雇用のもとで働くことになる。

この頃には、棕櫚以外の小商品生産は行われなくなり、代わって、養蚕、コンニャク・ワサビの栽培が導入されていた。

4. 第二次世界大戦後

昭和34(1959)年の職業別人口構成(表3)では、上湯川集落は総数150名中、農業が67人(44.7%)、林業が61人(40.7%)で、この

表3 1959年の職業別人口(15才以上)

		総数	農業	林業	建設業	鉱業	製造業	卸売及び小売業	金融及び保険業	運輸通信その他公益事業	サービス業	公務
実数 (人)	上湯川	150	67	61	5	0	1	8	0	1	7	0
	西川区	998	456	414	23	0	12	44	0	14	34	1
	十津川村	6019	2205	1638	889	5	138	370	16	187	447	124
構成比 (%)	上湯川	100	44.7	40.7	3.3	0.0	0.7	5.3	0.0	0.7	4.7	0.0
	西川区	100	45.7	41.5	2.3	0.0	1.2	4.4	0.0	1.4	3.4	0.1
	十津川村	100	36.6	27.2	14.8	0.1	2.3	6.1	0.3	3.1	7.4	2.1

注：奈良県教育委員会事務局文化財保存課編(1961)p.59-60の第20表より作成
資料：十津川村役配給台帳、1959年11月1日

二つだけで就業の大部分を占める。戦前に形成された林業労働者の集落としての性格が認められる。農林業以外では、建設業5名、集落の商店に関わる小売業関係の8名、サービス7名程度である。

この構成は、この集落が属する西川区ともほぼ一致する。十津川村全体では、林業の割合が27.2%と上湯川よりやや小さくなり、その分建設業が約15%と大きくなっている。既にこの時期には村の北部で風屋ダム(1954年着工)の建設が始まっていたためであるが、南部のこの地域には影響が見られない。

次に、昭和49(1974)年時点の筆者によるアンケート調査結果のデータを示す。当時の総世帯数37戸のうち20世帯から返答があったので、回収率は約54%である。世帯主の職業が無職の1名以外の19名について判明した(表4)。彼らの学歴は、戦後の義務教育を受けた30代は中学卒であるが、それ以上の年齢層では1名を除き、小学卒となっている。

山林労務が14名と圧倒的に多く、それに次ぐのが林業自営の3名、後は、椎茸栽培1名、郵便局勤務が1名であり、山林に依存した就業が多いことが明らかである。林業自営があるものの、基本的には林業賃労働に依存する集落としての性格が持続している。山林労務の作業内容を見ると、植林や下刈りが多いが、若い年齢層には技術的なスキルが高い、伐木、搬出に従事するものがある。聞き取りによれば、架線を使った伐木搬出のグループがあり、5人程度で大体30代の層で占められていた。部落内の中堅層のグループとして、単に労働面だけでなく、部落内の中核的存在となっていた。

このような林業への就業は、1980年代以降、植林の減少、伐採の縮小、高齢化などにより急速に後退していく。そこから、新たな就業の場が課題となるが、それに応えたのが、1982年に設立された農事組合法人「上湯川きのこ生産組合」である。その沿革は、表5の通りであるが、40年近くが経過した今日まで、成長を遂げてきた。現在は、ブナシメジ、ナメコ、エリ

表4 上湯川集落における世帯主の就業状況(1974年)

年齢	学歴	主な職業	山林労務の作業内容
36	中学校	山林労務	伐木、搬出
38	中学校	山林労務	下刈、伐木
39	中学校	山林労務	植林、下刈
43	小学校	山林労務	植林、下刈
44	不明	山林労務	下刈
47	小学校	山林労務	搬出
48	小学校	山林労務	植林、伐木、下刈
51	小学校	山林労務	下刈
52	小学校	山林労務	下刈
55	小学校	山林労務	下刈、伐木
57	小学校	山林労務	下刈
57	小学校	山林労務	植林、下刈
61	小学校	山林労務	下刈
61	小学校	林業自営	
65	小学校	郵便局	
67	小学校	椎茸栽培	
70	小学校	山林労務	下刈
71	中学校	林業自営	
71	小学校	林業自営	
80	小学校	無職	

注：世帯主の年齢順に並べ替えた。
資料：筆者が1974年に実施した世帯アンケート調査結果による。20世帯の回答。

ンギ、ヒマラヤ茸の4種類のキノコを施設栽培し、また25名を雇用している。全員十津川村内からの雇用であるが、そのうち10名は上湯川集落である。

この組合の設立の経緯と発展の過程を見ておく。設立は第二次林業構造改善事業の補助を受け、前代表理事の岡本氏を含む数名の協業体の形で始まった。その中心となった岡本氏は、1976年に脱サラして帰村し、最初、親戚が行っていたヒラタケ栽培を手伝っていたが、すぐに自分でも事業を開始した。そこへ1980年くらいに林業構造改善事業の話があり、ナメコだけで新たに事業を開始した。その後、シメジ、エリンギ、ヒマラヤ茸と栽培品目を拡大してきた。原菌を購入し、広葉樹(シイとサクラ)の

表5 上湯川きのご生産組合の沿革

年次	事項
昭和57年(1982)	農事組合法人上湯川きのご生産組合を設立。なめこの生産を開始。
平成3年(1991)	しめじの栽培施設を新設、しめじの生産を開始。
平成5年(1993)	なめこの栽培施設を増設、なめこの増産を開始。
平成6年(1994)	農業経営の合理化、効率化に努め、地域農業の振興発展に貢献した模範的な農業集団として奈良県知事表彰を受賞。
平成9年(1997)	エリンギの生産を開始。
平成14年(2002)	組合設立20周年を迎える。
	ヒマラヤ茸の生産を開始。
	太陽光発電システムを導入。CO2を削減可能なクリーンエネルギーに特化した自然に優しいきのご栽培を目指す。
平成30年(2018)	代表理事の交替(岡本氏から西氏に)。

注：農事組合法人上湯川きのご生産組合のウェブサイトの一部変更。

オガクズを使って、ビン栽培を行っている。競争優位性として、通常難しいとされる多品目栽培を行い、広葉樹を使って食味をよくすることを挙げており、大量生産の商品との差別化を図っている。これらが功を奏し、かつての市場出荷中心を脱し、現在では個人販売が50%にも達している。近年若手の代表者への交替が行われた点は特筆されるが、従業員の人材確保は課題となっている。また、原料の広葉樹のオガクズが愛媛、高知両県から購入されていることも輸送費負担等で課題となっている。森林がありながら地元で調達できないという点は、植林の進展に伴う椎茸用の櫓木の減少という形で既に現れていた問題である。この集落は菌床栽培でそれを乗り切ったとも言えるが、今後の森林のあり方に課題を投げかけているといえよう。

この他の新たな動きとしては、奈良県観光公式サイトでも紹介されている、入谷活性化協議会運営の山の家「入谷」がある。空き家を改装した自炊施設の貸家であり、戦後になって生活が便利になる前の生活体験ができることをアピールしている。

IV. 山林所有の変動と村落社会

1. 山林の集積過程と山林地主の形成

林業の未発展な段階においては、広大な山林は農民にとってさほど重要な意味をもたなかったに違いない。ところが、林業が発展するにつれ、山林の価値は大きく変化する。本集落の場合、商業的林業の発展が地元民の手から山林を取り上げる結果となった。明治以降の集落の変動は、山林所有の面に顕著にあらわれている。

十津川村では、山林集積の前提である山林の私有化はいつ頃から始まったのであろうか。ごく一部では、既に江戸時代初期に私有林が存在していたようである(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961、p.860)。上湯川集落の場合は、それを知る史料がほとんど現存しない。ただ、すでに述べた椎茸栽培創業の伝承中に次のような記述を見ることができる。「即日、村の総よりをして、村山椎茸木一切を買収したそうである。」(上湯川小学校編、1937)。これは宝暦9(1759)年のことであるが、要するに、千葉政右衛門個人の買収を意味している。だから、この頃には、一部では山林売買がなされたと推察できる。上湯川の山林売買文書は、ほとんどないが一例だけ見ることができる。これは、文政9(1826)年、上湯川村の才兵衛が紀州熊野桐原村庄三郎に山を500年の年限売した証文である(奈良県教育委員会事務局文化財保存課編、1961、p.865)。これは、上湯川集落では、

村外者に渡った早期の例であろう。

明治22年時のT家の所有山林の分布(図3)を見れば、果無山脈奥部の山林をかなり広く所有しており、先の記述とも合致する。椎茸栽培に好適な奥山は、資力ある者にとっては簡単に私有化できたに違いない。私有化は植林という事実からもたどることができる。既に述べたように、延享2年頃には植林が行われており、さらにそれ以降明治に入るまでに、T家によって植林が続けられるが、大規模なものだけでも、集落内に18ヶ所を数える。そして、これら造林地はいずれも明治22(1889)年時のT家の所有地と一致するところからしても、早期の私有化は植林によっても進展したといえよう。

ところで、T家への集積過程の一端を物語るものとして、次のような古老の談がある。「資力のあったT家は、自分の土地にたくさんそ

ばをうえ、それを食うに困っていたものに売り、そば何升と山一つといったふうに交換して山持ちになった」。この表現には、もちろん誇張されたところもあろうが、食料と山とを交換することは実際行われたに違いない。当時の山林の価値を物語っている。このような山村では、山林の集積はそれほど資力を必要とせず、簡単に進んだのかもしれない。確かに他の山村でも、このように食料と交換したり、借金の形(かた)にとって、山林を集積した事例はみられる⁸⁾。

2. 明治22(1889)年における山林所有形態

以降の分析はすべて、奈良地方法務局十津川出張所で閲覧した上湯川村土地台帳に基づいている。この他の山林所有の状況を知りうる資料、例えば、地券公布時のものなどは、残念ながら現存しない。ただ、十津川村役場所蔵の地籍図は明治7(1874)年の地券調査時のものと推定

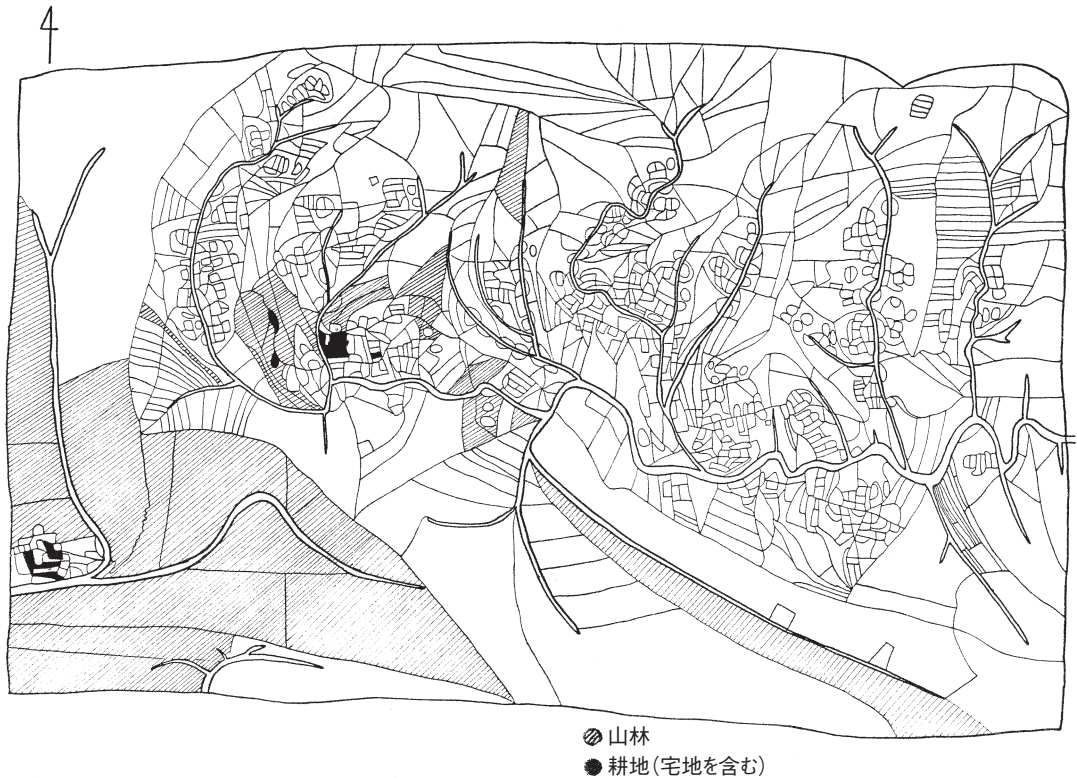


図3 明治22(1889)年のT家所有土地の分布
資料：土地台帳

される。本稿で用いた地籍図はこれである。

一般に、山林所有形態は、歴史的には、ほぼ、数村入会→村総会→組共有→組あるいは村記名共有→個人分割→私有化という道筋が考えられる。もちろん、地域によって違い、数村入会部分の欠如するものもあれば、組共有の欠如するものもあって、現実には、様々なバラエティに富んだものとなっている。

さて、上湯川集落の明治22(1889)年時の山林所有形態は、私有地と記名共有地のみであり、大字の共有地はない。組の共有といっても、一番私有に近い記名共有という形であることから見れば、十津川村内でもかなり早くから私有化の進んだ地域であったといえよう。この点は、先に述べた商品生産の展開と決して無縁ではない。記名共有は、2名から30名近いものまであるが、大体、組の範囲を中心に構成されている。3名以上より成る共有地の分布を見ると、地域的差違があり、西半は共有地が少なくかつ集落近辺に分布するのに対し、東半は、集落近辺にとどまらず奥山にもかなり分布する。集落近辺のものは、入会採草地的な性格のものであり、これはこの集落全体にほぼ共通している。この違いをさらに詳しく組単位で言うと、古谷川は全く共有地がなく、一方、一番東にあたる入谷は私有地が極めて少なく、大部分が共有地となっている。一つの集落内に、このような2つの極端な事例が存在する。

このような共有地の地域的差異はどのように考えれば良いのであろうか。筆者は、これについても、やはりT家を中心に置いて考える必要があると思う。T家の位置は寺垣内で、集落の西半にある。そして、T家の所有地の分布図(図3)を見るとよくわかるが、西半では広大な奥山の山林は一部共有地を除けば、大部分T家の所有となっている。推測の域を出ないが、この集落では、江戸時代中期頃までに村中持山が分解し、組山形式に移行したと考えられる。ところが、江戸時代末期になると、椎茸生産や植林に乗り出したT家によって、解体された組山が買収されたものと思われる。その際、集

落全体には及ばず、T家のある西半地域にそれが顕著であった。

最後に、明治22年における集落外所有者について見ておくと、かなり少なく、6人で約68町歩を所有するにすぎない。これは、集落全体の山林面積の約5%に当たる。さらに、この6人の内、2人はT家との共有であり、また、もう1人は2で述べた売買文書の事例である。結局、明治中期までは、集落外に山林が売られるという事例は極めて少なかったといえよう。このことは逆に見れば、集落内に資力の傑出したT家という存在があったがゆえに、すべて、一点集中的にT家へ山林が集積されていったことを意味している。

3. 山林所有から見た明治22(1889)年の階層構成

幕末から明治初期にかけて、集落内の山林が一部の家に集積される過程を見たが、ここではその集積の結果としての、明治22(1889)年の山林所有状況を見る。特に、山林所有面積によって経済的な階層の分析につなげたい。

明治22(1889)年における世帯別の山林所有面積は、図4の通りである⁹⁾。全戸数62戸の内、山林無所有の家が1戸ある。その他は、面積の広狭はあっても山林所有世帯である。さて、この集落の階層構成を考える際、論を進めるために、便宜的に5階層に分けて考えたい。グラフでも判別できるように、まず、第1階層はNo.1とNo.2である。この層は他と比べ傑出している。次に、第2階層は若干ばらつきがあるが4戸で、27町歩から42町歩の間である。No.3で約42町歩であるから、No.1やNo.2とは比べものにならず、約7分の1程度にすぎない。第3階層は10戸で、内部の面積の差が少なく、ほぼ平均しており、19町歩から23町歩の間にある。第4階層は16戸で、12町歩から18町歩の間にある。最後の第5階層が一番多く25戸あるが、これは集落全戸の約40%に当たる。3町歩から9町歩の間に連続して分布する。以上、5階層に分けて説明したが、言いか

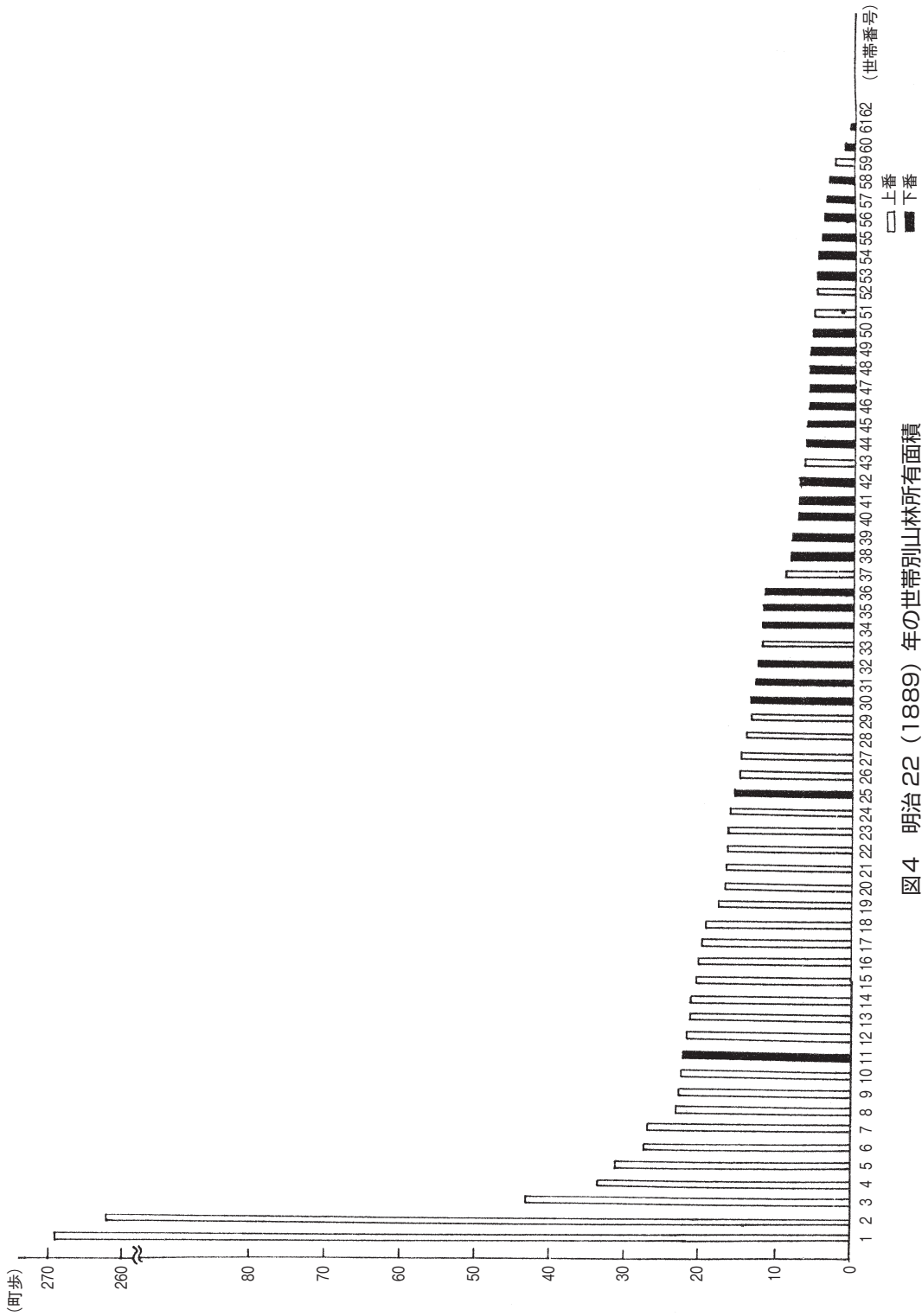


図4 明治22(1889)年の世帯別山林所有面積

資料：土地台帳

えれば、第1、2階層が上層、3、4階層が中層、5の階層が下層と言うこともできる。

各階層の構成は以上のようにになっているが、ここで、既に見たT家の山林集積をもう一度、角度を変えて見直しておきたい。図4では、T家はNo.2にあたる。ここで、T家の一統を見ると、No.1、9、27、35、がそれに当たる。No.1は、旧庄屋株筋の家であるが、絶家したため、T家から入って家を再興したものである。No.27も旧庄屋株筋家でT家が再興した。No.9とNo.35は、家督を買ってT家から分家した。以上のような関係であるが、この4家がいずれも、幕末から明治初年の創設であることは注意しておく必要がある。No.1とNo.2は広大な奥山の山林を共有するため、その所有面積が傑出している。このNo.1とNo.2を合わせると532町歩に達し、これで集落全山林の約38%を占める。さらに、これにNo.9とNo.27とNo.35を足すと、T家一統で583町歩になり、集落全山林の約42%にもなる。これからすると、当時いかにT家が大きな力を持っていたかが納得できる。

旧庄屋株筋家が当時山林所有において、いかなる地位を占めていたかを見ておきたい。これは、江戸期における身分階層制がどの程度持続し、また、経済的階層といかなる関係にあったかを見ようとするものである。旧庄屋株筋家は7戸で、No.1、2、7、11、19、27、45である。T家一統のNo.1、2、27を除いて考えると、まず、No.7とNo.11とNo.19は上層に位置すると言えよう。しかし、No.45については、もはや、経済的階層に旧庄屋株筋家の特権をみることはできない。先に見たT家一統の中のNo.1やNo.27も没落した庄屋株筋家を再興したものである。これらの事実からすれば、幕末から明治初期にかけての商品生産の展開の過程で、庄屋株筋家7戸の内の1戸T家だけが資力を増し、経済的に君臨し、他の6戸は身分的には家格という形で残存するにせよ、少なくとも経済的階層での優位性とは結びつかなくなっていく。T家1戸の経済的急上昇は、身分階層制をも必然

的に崩壊させていった。

次に、図4によって、山林所有面積の集落内の地域差を見ておきたい。この集落は大きくわけて、上組（集落の西半）と下組（東半）の2つとなるが、上組の方は概して所有面積が広く、下組は狭い。ちなみに、第1、2、3、4階層は大部分上組であり、一方、最下層の第5階層は大部分下組である。このような地域差をもう少し詳しく見るために、組別に見たい。まず、上組では、寺垣内、峯地はすべて上層に属し、所有面積も平均している。一方、古谷川や竹谷は上層と下層がともに存在する。これは、分家の有無による違いと考えられる。次に、下組では、大井谷の旧庄屋株筋家No.11が傑出している。大桧曾は概ね中層に属し平均した組である。残る入谷、大井谷は大部分下層に属する。特に入谷では、傑出した所有世帯がなく、すべて一様に階層が低いことが特徴である。これは、私有林がほとんどなく、大部分が共有林であることと関連があるように思われる。

以上のような地域的差異は、まず第1には私有林化の程度の相違、第2に、その小字の開発の歴史及び分家の数の多寡によるものと考えられる。

4. 明治22(1889)年以降の山林所有の変動。 —山林の集落外流出過程—

次に明治22(1889)年を1つの起点として、その後の山林所有の変動を考察する。

上湯川集落の場合、山林所有の移動という面から見ると、明治20年代、明治30～40年、大正末～昭和初年の3時期にしぼって考えることができる。明治20年代は、明治22(1889)年の大水害による離村によって引きおこされた変動であり、明治30～40年代は、共有山の個人分割による、広大な果無山脈奥山の所有権移動、そして、大正末～昭和初年は所謂大不況の時期であり、全集落的に所有権の移動が活発化する。以上、3つの時期において、この集落の山林は、大部分が県外所有者の手に流出した。したがって、もちろん戦後においても所有権移

動はあるが、上述の三時期に比べると極めて些細なものであり、現在の所有形態の原型は、ほぼ戦前に完成したといえよう。

① 明治20年代(1887-1896年)

明治20年代の所有権の移動は挙家離村による所が大きい。離村の際どのように所有山林が処分されたか。つまり、その際の所有権移動の状況を考察したい。

明治22(1889)年の大水害後の北海道への集団移住はこの集落で戸数11戸64人に及び、かなり大規模な離村であった。離村に伴い、当然所有権の移動が生じたが、それは専らこの地方に特有な家督の売買という形で、1戸の所有土地は分解されることなく、そのまま他家に譲渡された。ただし大面積の山林の場合はそれが当てはまらない。このような移動形態以上に重要なのが、所有権移動がほとんど集落内部で行われたということである。これは、次の2つの時期と比べて異なる重要な点である。古老の談に、「明治の水害の時出て行った人の土地を譲ってもらって、だいぶ土地がふえた。」といった話に見られる様に、この時に集落の世帯の一部分は所有面積を増大した。この時の移動は、主に親類関係、地縁関係などを基礎に決定されたようであり、売買というより譲渡という形でスムーズに移動が完了したと推測される。

一方、この時期においても、離村以外による所有権移動があった。特に、奥山の大量面積の山林が、集落内の一部資産家(No.1やNo.2)の手に移動した。それゆえ、この時期には、No.1とNo.2はさらに所有面積を伸ばし、集落内の他家との差はさらに開いたものと考えられる。ただ、この時期には、まだ集落外への流出はほとんどない。

② 明治30年代(1897-1906年)

この時期について注目すべき点は次の2点である。第1に、共有林の大部分が個人分割され、私有林化されたこと、第2に、集落内で傑出した地位にあった二つの家が離村するに至ったことである。

上記の2点を理解するには、この時期の経済

的背景すなわち商品生産の状況を見ておく必要がある。明治初年頃には、まだこの地方の林業が未発達な状況にあり、造林意欲も乏しかったが、明治後期になると、徐々に造林意欲が高まり、活発に造林が行われる。このような背景のもとで、新宮の木材問屋や十津川村内の材木商が伐出事業に乗り出した。明治末期に現五條市から十津川村を経て現新宮市までを結ぶ「五新鉄道」の建設構想が出てくるのは、大量の木材輸送需要を背景としたものであった。

このような林業の急速な発達の中で、十津川地方の広大な奥山が植林の対象となり、上湯川付近の果無山脈の広大な雑木林も絶好の対象となった。植林事業の活発化に対応するかのようには、上湯川の共有林は大部分個人分割される。個人分割された山林は所有権の移動が多く、中でも県外(和歌山県)への移動が最も多かった。個人分割はこの集落の山林の集落外流出過程の第1歩であった。

さて、明治20年代に入り離村が続出したが、特に上層の離村も多く、旧庄屋株筋家7家の内4家はこの時期に離村する。この離村は、この部落の村落構造を大きく動揺させたに違いない。このような内部の動揺にさらに外部資本の流入が加わる。この時期の部落の動揺を物語る資料として、上湯川愛郷規約書がある。これは、明治29年に起草されたもので40名の署名がある。この種の規約書が当時十津川村で一般的であったかどうかは知るべくもないが、ただ、筆者は、その文面より見るに、上湯川の特殊な事情がこの規約書を成立せしめているということはある。この規約書の主に目指すところは、第1に部落内の団結であり、第2に部落内の土地の部落外流出防止、第3に荒場料の設定、第4に教育を向上させること、である。第1の点は、この時期の急激な戸数減少により、部落内の社会的結合が大きく動揺したことを示している。特に上層の指導的・支配的立場にあった人々の離村が動揺を生じさせたと考えられる。第2の点は、特に資力のあったT家の不在地主化と村外資本の流入に対抗して、何とか部落内の財産

を保持しようという意図に基く。第3の点は、外部資本の木材伐出増加に対し、荒場料という形で部落内の損失を補償させようというものである。第4の点は、この部落に特殊な内容でもないが、部落の一機能としての学校教育に対する熱心さをよく示している。このような内容をもった愛郷規約書がどの程度の効力をもったかは定かではない。しかし、その存在が今日古老の記憶からも忘れ去られていること、さらに実際にはこのような規約内容にもかかわらず、急激に山林の部落外流出が生じたことは、この規約書の歴史的な性格を如実に示している。

③ 大正末～昭和初期

この時期には、さらに大きな変動が生じた。既に述べたように、明治後半から大正期にかけ、十津川村の林業は急速に発展したが、不況期に入る大正10(1921)年頃からは十津川の林業は低迷期に入る。

上湯川の場合は、村外に出て材木商醸造業を営んでいたNo.1がこの時期に没落する。また、No.2の家は京都に出て貸家業を営み、様々な事業に乗り出していたといわれるが、この家も昭和初年に没落してしまう。このような上層世帯の事業失敗により、昭和10年(1935)頃に、300町歩近い山林がことごとく集落外へ流出する。

椎茸栽培も山林所有に影響を与える。当時生産者の多くは、椎茸の販売先である田辺地方の集荷問屋から資金の前貸しを受けて生産出荷を行う状態であった。業者からの前貸しの借金の形に山を取られたのだという。このような形で、集落内の山林は、上中下層の如何を問わず、山林を手放したものが多かった。このようにして、今日のような山林所有が戦前までにほぼ完成したのである。

5. 戦後の山林所有の移動と昭和39(1964)年現在の山林所有と階層構成

戦後の山林所有の変動を見ると、なお、戦前の傾向が持続していることがわかる。昭和20(1945)年頃には5町歩以上の層がかなり存在

したが、約20年後の昭和39(1964)年には全体的な下降の結果、大部分が5町歩以下の零細層となる。特に、10町歩台の中層の下降は著しかった。一方、中には若干上昇を示すものもあるが、極めて例外的である。

次に、昭和39年における山林の世帯別所有状況を図5によって見てみよう。大部分が5町歩以下の零細所有層となっている。所有規模のやや大きい層はもちろん存在するがそれでも、最大所有者で23町歩に過ぎない。ただ、本考察では集落内山林に限られるという制約に注意しておく必要がある。例えば、11町歩程度しか集落内で所有しないO氏は、集落外をも含めると、実に40町歩にも達するという。このような事例は他にもみられるため、集落内に限った考察には不十分な点がある。

次に、昭和39年現在での集落外所有者について見てみよう。集落外所有者による占有率は全体の約87%にも達し、残りの13%の山林が集落住民の手にあるに過ぎない。明治22(1889)年の時点においては、集落内集落外それぞれ95%と5%の比率であったことを考えると100年に満たない期間で両者の比率は逆転してしまったと言えよう。それほど、山林所有の変動はこの集落では激しかった。集落外所有者の居住地は和歌山県特に田辺市方面が圧倒的に多く、一方、県内及び十津川村内のものは少ない。この辺にも、先の椎茸生産を通じた山林流出の特徴が出ている。

さて、最後に、明治22(1889)年以降の変動を総括する意味で、明治22年と昭和39年の2時点間の階層移動について考察しておきたい。もちろん、70年以上隔たったものを単純に結びつけるのは乱暴な方法であるが、大まかな傾向を把握するためには許されるであろう。この場合は、山林面積だけではなく耕地面積も加えて、各戸の位置とその移動を見た。全体的に下降の傾向が強く、その下降の程度も甚しい。昭和39年の時点で下層を形成している家々は決して明治22年時の下層ではない。明治22年の下層は大部分離村しており、今日の下層はそれ

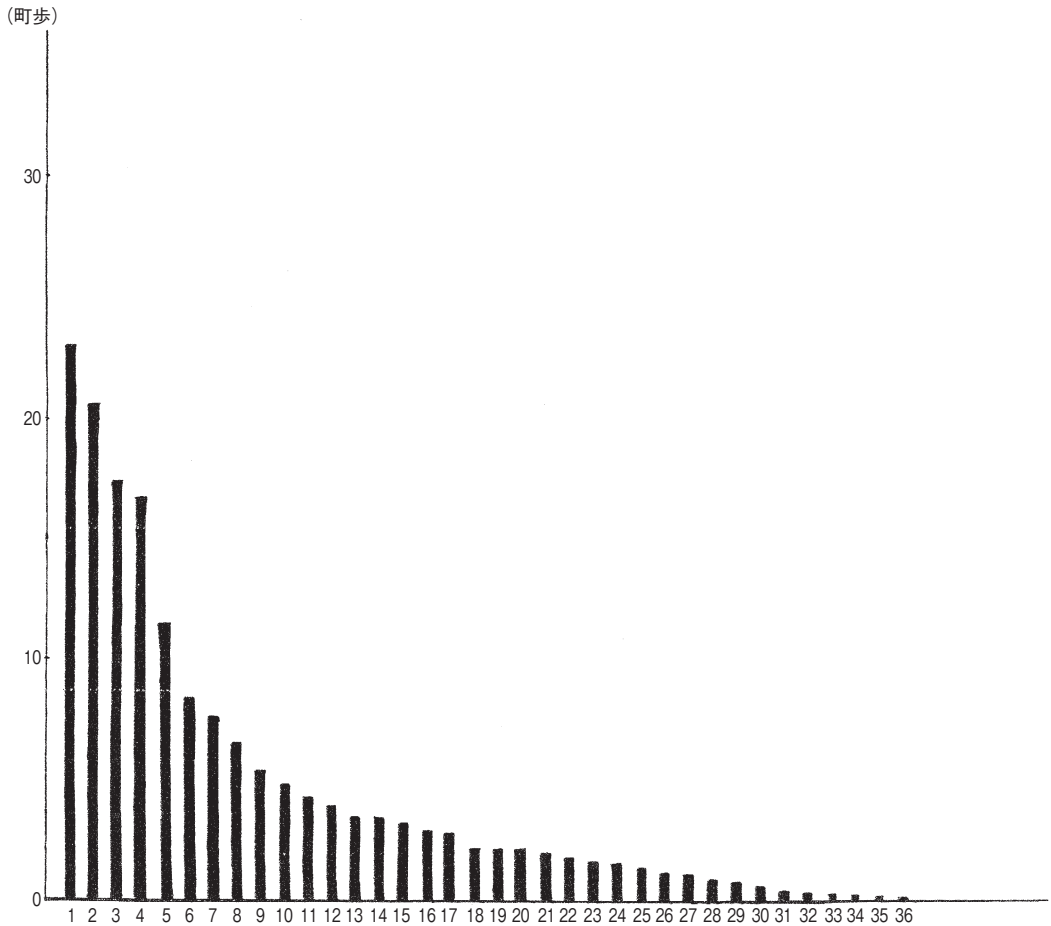


図5 昭和39(1964)年の世帯別山林所有面積
資料：土地台帳

以後新たに形成析出されたものである。この集落では、明治22年頃の上層はほとんど離村したので、今日の下層構成者は主として当時の中層に属した家が多い。また、比較的上層に属していた家も、分家創出のため、今日分家以上に下降している例もある。一方、大部分の下降に対して、上昇はどうであろうか。上昇を示すものは、全体で5例ほどあるが、これらは皆今日10町歩以上の上層に属する。明治22年頃には、中層以下に属していた家々が今日の上層を成しているのが本集落の特徴といえよう。これらの上昇がいかんにして成されたかは重要な点であるが、それを知りうる資料はほとんどない。ただ、

5家中の元中層の3家が、明治、大正の間に大規模造林を行っている点は注目してよい。集落外者所有の造林地の多かったこの集落の中では、林業発達期早期に行った造林は上記3家にとって重要な意味をもったのであろう。この3家以外の2家はいずれも下層からの上昇であるが、1戸は水害後の離村者より山林を取得して上昇したものであり、もう1戸は戦後山林を取得した。この他、この図にはあらわれていないが、分家で材木商を営み、その結果、かなり山林を集積したものもある。この家は今日離村して集落内に居住していない。

6. 山林所有にみる上湯川集落の特徴

十津川村内の山林所有形態にはかなりの地域差がある。昭和45(1970)年の山林所有形態を示した図6によれば、全体として村内個人所有名義が卓越しており、それに部落有林野¹⁾や村有林を併せると、村内所有が村の山林の大半を占めると言えよう。分布に注目すると、村内所有の山林は村の中央部に広がるのに対し、村外所有山林は村境に接した周辺部で多いという特徴が認められる。特に村西部では村外個人名義が卓越しているが、上湯川はこのタイプの地域であるといえよう。大字で言えば、杉清、五百瀬、上湯川といった地域が該当するが、杉清の場合法人名義が多く、上湯川の場合個人名義が多いという差異がある。さらに、杉清は大坂や五条方面からの資本の流入が多く、一方、上湯川の場合、和歌山県田辺方面が多いといった出資元の地域の違いもみられる。このような相違は、林業資本の入り方や商品生産の展開の相違によるものと思われる。杉清などの場合は、吉野林業の中心である川上村などと類似した点が見られる。



図6 昭和45(1970)年の山林所有形態
資料：十津川村役場資料

以上のように、上湯川の山林所有は、村の周辺部に多い村外所有型であり、特に和歌山県田辺方面の個人名義が多い点に特徴があるといえ

よう。

V. 集落の変動と地域の対応

1. 明治以降の戸数、人口の変化

明治以降の戸数、人口の推移を表6に示した。幕末の慶応2(1866)年の戸数は49戸、人口は281人であったが(表1)、明治に入り戸数、人口ともに顕著に増加する。明治22(1889)年には59戸、348人となったが、これは、江戸時代以降今日までの間で、最も大きい数値である。しかし、直後の大水災の発生と北海道移住(11戸64人)により、戸数、人口とも大きく減少したと考えられる。その背景には大水害による災害があったが、人口過剰問題も影響していたであろう。昭和12年の戸数、人口は幕末に近いレベルまで減少している。その後、昭和16(1941)年には満洲への開拓団による移住が行われたので、さらに人口が減少したものと推測される。そのため、昭和23(1948)年の人口は274人とかなり少なくなっている。

表6 明治以降の戸数・人口の推移

年次	項目		
	戸数	人口	1戸当たり人口
明治14年(1881)*	54	283	5.24
明治22年(1889)水害前**	59	348	5.90
昭和12年(1937)***	42	279	6.64
昭和23年(1948)	50	274	5.48
昭和30年(1955)	54	290	5.37
昭和35年(1960)	48	281	5.85
昭和40年(1965)	53	240	4.53
昭和45年(1970)	42	184	4.38
昭和49年(1974)	37	157	4.24
昭和55年(1980)	35	135	3.86
平成2年(1990)	32	95	2.97
平成12年(2000)	29	68	2.34
平成22年(2010)	32	59	1.84
平成31年(2019)	25	49	1.96

資料：*大和国町村誌集巻15、**吉野郡水災誌、***上湯川郷土誌
その他は全て十津川村住民基本台帳

戦後の推移は、昭和30(1955)年にかけては戸数、人口ともに増加を示した。この時の54戸という戸数は、明治の初めの規模に近い。しかし、その後は一貫して人口は減少を続けてきた。1990年には人口が100人を切り、2019年には50人を下回った。1戸あたり人口も1.96人となり、高齢化による世帯規模の縮小と、集落の縮小が続いている。

平成27(2015)年の国勢調査では、20世帯47人となっており、住民基本台帳ベースの平成31(2019)年の数値より小さくなっている。このことは住所がここにあっても実際には居住しないケースが少なくないことを意味する。ただ、年齢分布を見ると、65歳以上が24人であり、高齢化率は51%に達しているが、15歳未満が5人、15-64歳が18人を数え、世帯人員4人以上も4世帯あるなど、高齢世帯のみの集落ではないことが重要である。

2. 明治以降の変動に対する地域対応

本稿のこれまでの分析を踏まえて、幕末期以降の上湯川集落の変動を、商品経済化の進展と山林所有にみる変化、それらがもたらした危機、そしてそれへの対応を軸にまとめておきたい。6つの時期に分けることができよう(表7)。

第1期は、幕末期から明治前期である。この

頃には多様な小商品生産が行われていたが、それらの中で中心的な産品は椎茸であった。この椎茸生産が特定の家によって担われたため、この生産を通じた雇用関係の進展、山林所有の移動と特定の家への集中が生じた。これにより、経済力の格差を反映して集落内で階層分化が進み、葛藤が内包されていく。他方、人口と戸数は増加が続き、人口支持力が課題となってくる。

第2期は、明治22(1889)年の大水害発生とその直後の時期である。水害により多くの世帯が被災したが、北海道への集団移住はそれらの被災世帯にとどまらない規模の離村となった。それに伴い、離村世帯の家督を購入する形で住居移動が生じ、集落の再編と残存世帯の農地拡大が認められた。したがって、北海道移住は単に突発的な災害という危機への対応という側面だけでなく、幕末期以降続いた人口増加による過剰人口問題に対する対応であったとも言える。

第3期は、明治期の後半である。この時期になると、紀伊山地の内奥部に位置するこの地域にも商業的林業が及んでくる。天然林(黒木)の伐採搬出が村内・村外資本により十津川村全体で行われるようになり、他方で造林も拡大したので、就業機会が増加して、林業労働者化が進んでいった。記名共有林は個人分割が進み、

表7 集落の変動と地域の対応

時期区分	期 間	人口・戸数の変動	商品経済化の進展	山林所有の変化	危 機	地域の対応
第1期	幕末から明治初期	人口・戸数の急増	椎茸を中心とした商品生産の拡大	山林所有権の移動と特定の家への集中	経済力の特定の家への集中と格差拡大、過剰人口問題	多様な商品生産の展開
第2期	明治22年の大水害発生とその直後の時期	移住による人口・戸数の急減	第1期の延長	離村世帯の山林継承	災害とそれからの復旧	家督購入による集落の再編、残存世帯の農地拡大
第3期	明治期の後半	再び増加	商業的林業(伐出、造林)の展開、林業労働の増加	記名共有林の個人分割と所有権の移動	集落外への山林流出	結束を呼びかける愛郷規約書の作成
第4期	大正末から昭和初期	離村世帯の増加	林業不況、上層世帯の事業失敗	上層世帯の山林流出、集落外所有が卓越	集落外への山林流出	離村等による不況への対応
第5期	第二次世界大戦後の1970年頃まで	人口・戸数の一時的増加と減少	木材生産と造林の拡大、林業賃労働の拡大	大きな変化なし	雇用の山林労働への特化	林業労働の専門化・高度化
第6期	1980年代以降	人口・戸数の急速な減少	林業労働の減少、法人によるキノコ生産の拡大	大きな変化なし	経済基盤喪失の危機	法人組織による新たなキノコ生産

それに伴い所有権の移動が増加した。個人分割は山林の集落外流出の第1歩であった。そうした状況に対する危機意識が、部落内の団結と土地の部落外流出防止を掲げた愛郷規約書（明治29〔1896〕年）の登場をもたらしたことは地域の対応として重要である。

第4期は、大正末から昭和初期である。それまで十津川村の林業は急速な発展を見せたが、国全体の景気後退の中で木材需要が後退し、低迷期に入る。この頃の不況は、資本力の弱い伐出業者に打撃を与え、所有山林を手放すものが相次いだ。上湯川では、離村して都市部で事業を行っていた中核的な家の事業の失敗により、大面積の所有山林が集落外へ流出する。他方、椎茸栽培も山林所有に影響を与える。生産者の多くは、田辺地方の椎茸の集荷問屋から資金の前貸しを受けていたため、この関係で山林を手放すものが少なくなかった。こうして、愛郷規約書にも関わらず、集落内の山林は大きく流出することになる。このようにして、今日の山林所有が戦前までにはほぼ完成したのである。他方、離村世帯も増えてくる。九州、北海道、満州といった遠距離への転出が目立つ。北海道は、先の北海道移住との関係が多分にあると思われるし、九州や満州は当時の時代背景をよく反映している。満州移住の場合には、明治期の北海道に続く第二分村計画による大規模なものであった。十津川村の人口が、明治22（1889）年の北海道集団移住によって、過剰人口を放出した後、再び昭和初年には、明治22年頃のレベルに戻っていたことを考えると、このような集団移住の果たした役割や意味が一層明確となる。

第5期は第二次世界大戦後の昭和45（1970）年頃までで、木材生産の増加と造林の拡大により、林業労働が活況を呈した。植林や下刈りのような単純労働のほか、若い年齢層を中心に技術的な専門性が高い、伐木、搬出に従事するものも現れた。

昭和20年代は若干の人口増加を示したが、昭和30年代には人口減少に転じる。戦後すぐには、疎開者や一時帰村者の再離村と分家層の

挙家離村が中心であったが、その後、若年層の流出が中心となり、それに同居世帯や特殊技能（大工等）を持った層の離村が加わる形となる。人口減少が挙家離村だけでなく、若年層の流出に起因するのがこの時期の特徴である。若年層の流出が顕著になるのは、明治以降では、この時期が最初である点に注意する必要がある。そして、土着層の農家の挙家離村による人口減少が加わってくる。

第6期は、1980年代以降である。人口は、筆者が最初に調査した昭和49（1974）年には戦後のピークであった昭和30（1955）年の半分近くまで減っていたが、その後減少はさらに加速し、平成31（2019）年には1974年の3分の1になった。高齢化による世帯規模の縮小と、集落の縮小が顕著であるが、高齢世帯のみの集落ではないことが重要である。林業への就業が、植林の減少、伐採の縮小、高齢化などにより急速に後退していき、林業労働の村としての存続が難しくなる中で、新たな就業の場が創出された。これが昭和57（1982）年に設立された上湯川きのこ生産組合である。約200年を経て、全く形は異なるがキノコ生産が経済基盤の中心に復帰したともいえよう。この間の大きな社会経済変動にも関わらず、一貫して存続してきたのが椎茸をはじめとするキノコの生産であったことは、この地域のレジリエンスを考える上で興味深い事実である。

VI. おわりに

本稿では、奥吉野の一山村集落を対象に、近世末から現在までの約200年の変化のプロセスを、商品生産の展開と山林所有の変化を軸に考察した。その変化過程の大要は、既に前章で、集落の変動と地域の対応として時期別にまとめたので、ここでは少し違った視角から、この集落の変化を論じておきたい。岡橋（1987）では、村落社会システムの図式により、経済、土地、社会の三つのサブシステムに分けて、それぞれの変化過程と相互の関係を論じたが、本稿もこ

れに倣って整理してみたい。

上湯川集落でまず注目すべきは経済と土地のサブシステムであり、強い相互関係を持ちながらこの集落の変動を規定してきた。変化の発端は江戸時代の後期に椎茸生産が入った時であり、この商品生産と関連して資本蓄積がなされ、集落内の特定の家への山林の集積が始まった。さらに明治期に入って木材生産や造林といった商業的林業が浸透し始め、山林所有の一層の集積が進んだ。また、記名共有林の個人分割が行われ、これが山林の集落外流出の道を拓くことになった。さらに、大面積の山林を所有する世帯が明治の末に転出して、その後事業に失敗したため、大面積の山林がことごとく集落外に流出することになった。こうして集落外所有者の山林が圧倒的に多いという、山林所有上の地域の特徴が形成され、経済的には林業労働に依存する集落となった。

こうしたプロセスに社会のサブシステムはどのように関わったのであろうか。江戸期には庄屋株の固定により身分的な主従関係が強化され、閉鎖的で統合的な社会システムが形成されたと思われる。しかし、幕末期には商品生産の進展により、経済力を有する特定の家を頂点とした新たな階層的秩序が形成されていく。しかしながら、幕末から明治初期にかけての政治変動は、この集落の上層の師弟を中心に十津川郷士としての活動を活発化させ、外部との交流を深めさせた。奥地山村に位置しながら外部への関心が強く、またその影響が強い開放度の強い社会が形成された。結果的には、このことが明治の末に、上層世帯が集落を離れて事業を展開する素地を作ったといえよう。そして、この集落から上層世帯を欠いたことは、この集落の階層的な性格を弱め、より世帯間の関係をよりフラットなものにしたといえよう。

現在の上湯川はこのような変化過程の延長上にある。上湯川きのこ生産組合がここで展開し、地域の振興に寄与し得たのはなぜだろうか。周囲にある広大な山林がこの事業に寄与したわけではない。そこには直接的ではないにせよ、長

期にわたるキノコ生産の伝統と、開放的でフラットな地域社会が作用しているように思われる。その意味で、岡橋(1987)や西野(2013)のような共有林を核とした地域づくりとは異なる事例が示されているといえよう。それゆえ、共有林論と離れて地域対応の自律性を考慮することが求められるが、その際、レジリエンス論から多くの示唆が得られるように思われる。

付記

本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)「現代山村の存立構造とレジリエンス—山村の持続可能性の追究」(研究代表者:岡橋秀典、課題番号18H00771)による成果の一部である。卒業論文作成時、及び近年の調査でお世話になった、十津川村役場、十津川村上湯川集落の皆様にご心より御礼申し上げます。

注

- 1) 名古屋大学文学部に1974年度に提出した。論文題目は、「畿内山村における社会構造の変容過程—奈良県十津川村上湯川部落の場合—」。
- 2) この地方では、大字で中心となる小集落のことを本在とか本地下と呼ぶ。垣内地は昔から上湯川の本在とされている。
- 3) 詳細は、奈良県教育委員会事務局文化財保存課編(1961)歴史編、第3章を参照。
- 4) 京都大学人文科学研究所林業問題研究会編(1957)によれば、「由緒復活上願書」において、十津川郷有志総代8名中にこの2名が名を連ねている。
- 5) 例えば、藤田(1974)による大塔村篠原の事例では、検地の対象にならなかった広大な焼畑の存在を想定している。
- 6) 柳田編(1937)の、「和歌山県上山路村では享保年間に駿河国安倍郡から来て椎茸栽培を伝えた常蔵といふ老人を「駿河親爺」と呼んで慕っている」との記述による。
- 7) 藤田(1998)によれば、川上村、東吉野村、黒滝村が狭義の吉野林業地帯であり、北山

川流域と十津川流域は広義の吉野林業地帯に含められるとしている。

- 8) 古島編 (1952) では、山梨県南都留郡忍野村における同様の事例が述べられている。
- 9) 世帯別山林所有面積の集計においては、記名共有林は所有世帯に面積を等分して割り振った。
- 10) 奈良県教育委員会事務局文化財保存課編 (1961) p.898 参照。
- 11) 十津川村の部落有林については原田 (1977) がある。部落有林野の大字ごとの実態を追究した貴重な研究であり、部落有林の課題を指摘するとともにその機能に注目している。

文献

- 伊藤拓海・河本大地・馬 鵬飛 (2019) 「奈良県吉野郡十津川村大字上湯川にあった小中学校 (1875～1970年) に関する調査報告」次世代教員養成センター研究紀要5 pp.321-326
- 岡橋秀典 (1987) 「豪雪山村における村落社会の変容と入会林野の再編成－新潟県北魚沼郡入広瀬村大白川新田の事例から」広島大学文学部紀要46 pp.125-154
- 岡橋秀典 (1997) 『周辺地域の存立構造－現代山村の形成と展開－』大明堂 401p.
- 上湯川小学校編 (1937) 『上湯川郷土誌』上湯川小学校 232p.
- 京都大学人文科学研究所林業問題研究会編 (1956) 『林業地帯：奈良県吉野林業地帯と徳島県木頭林業地帯の歴史と現状』高陽書院 360p.
- 千葉徳爾 (1958) 「山村の問題」地方史研究8-3 pp.1-12
- 奈良県教育委員会事務局文化財保存課編 (1961) 『十津川』十津川村役場 1006p.
- 西野寿章 (2013) 『山村における事業展開と共有林の機能』原書房 263p.
- 原田寿美子 (1977) 「奈良県吉野郡十津川村における部落有林に関する一考察」人文地理

29-4 pp.62-79.

- 藤田佳久 (1974) 「奥吉野篠原部落における林野所有の形成」人文地理26-4 pp.1-33.
- 藤田佳久 (1981) 『日本の山村』地人書房 271p.
- 藤田佳久 (1998) 『吉野林業地帯』古今書院 413p.
- 古島敏雄編 (1952) 『山村の構造』御茶の水書房 304p.
- 柳田国男編 (1937) 『山村生活の研究』民間伝承の会 567p.